



2026年6月17日

各 位

会 社 名 日 新 商 事 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 筒井 博昭
(コード番号 7490 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役執行役員 伊藤 真
(T E L . 0 3 - 3 4 5 7 - 6 2 5 4)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年9月上旬を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年7月2日（木曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2026年7月2日（木）
- (2) 公告日 2026年6月17日（水）
- (3) 公告方法 電子公告（以下の当社ホームページに掲載いたします。）
<https://www.nissin-shoji.co.jp/ir/public-notice/>

2. 本臨時株主総会の開催日及び付議議案等について

当社が2026年5月11日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、株式会社 EDIAND（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が2026年5月12日に開始した当社が発行する普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）において、公開買付者が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株主（注1）が所有する本不応募合意株式（注2）を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社において、以下のとおり、当社の株主を公開買付者、ENEOSホールディングス株式会社及び株式会社日新のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき当社株式に係る株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請する予定とのことです。

また、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。但し、(i) 本公開買付けが成立し

ない場合、又は、(ii) 本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得することができた場合には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

(注1) 「本不応募合意株主」とは、ENEOSホールディングス株式会社、株式会社日新及び丸岡絵里子氏の総称を意味します。

(注2) 「本不応募合意株式」とは、本不応募合意株主が、それぞれ所有する当社株式の合計2,159,500株のことをいいます。

以 上